



妊娠したら



妊娠したら

母子健康手帳交付、妊婦・産婦健康診査受診票の交付

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

妊娠がわかったら、医療機関を受診し、東かがわ市役所・こども家庭課で、必ず母子健康手帳の交付を受けてください。

妊婦・産婦健康診査受診票は母子健康手帳と同時に交付します(妊婦一般健康診査受診票14枚、妊婦歯科健康診査受診票1枚、産婦健康診査受診票2枚)。妊娠期間中、産後2週間、産後1か月、乳児期の健診費用の一部を助成します。定期的に健診を受けて赤ちゃんとお母さんの健康を守りましょう。



▶ 申請に必要なもの

- マイナンバーが分かるもの
- 本人確認書類

妊婦支援給付金(ワクワク子育て応援事業)

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

出産準備費用の負担軽減のため、妊婦さん1人につき5万円分の現金又は電子ポイントを支給します。母子健康手帳交付時に面談を実施したうえで、申請書をお渡しします。

初回産科受診料支援事業

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

初回産科受診(妊娠判定のための初めての産婦人科受診)の費用を助成します。(上限1万円)

妊婦健診受診支援事業

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

妊婦一般健康診査受診票を使用した健診1回につき2,000円を助成します。

コラム

マタニティマークを活用しましょう！

多くの市区町村では、妊娠した女性に母子健康手帳交付時や母親学級などでマタニティマーク入りのキーホルダーやバッジなどを配布しています。

妊娠中や出産直後であることを周囲に示し、急病や事故、災害時の適切な対応につながります。積極的に活用しましょう。

出典：政府広報オンライン



マタニティマーク

🌸 マタニティ教室

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

うれしい気持ちもあるけれど、不安や心配もたくさんある妊娠期。
リラックスした気持ちでマタニティライフを送り、安心してお産が迎えられるよう、マタニティ教室に参加してみませんか？

🎯 対象者

妊娠週数16週～34週の妊婦と家族
(対象者には個別に案内します)

🎯 内 容

- 沐浴実習
- 妊婦体験
- 栄養指導(気をつけたい食事)
- 助産師さんの話(妊娠中の過ごし方)
- 歯科衛生士さんの話(歯の手入れ)

妊娠したら

🌸 妊婦等包括相談支援事業(ワクワク子育て応援事業)

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

妊娠中から子育て期まで、その時期に応じた相談・支援を行います。
妊娠8か月頃にはアンケートを送付し、希望者には面談を行います。

🌸 こうのとり応援事業(生殖補助医療費助成事業)

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)を受けたご夫婦に対し、費用の助成を行っています。

※治療開始時点の年齢や助成回数に上限がありますので詳しくはこども家庭課までお問い合わせください。

🎯 助成金額

1回の治療【注1】に対する助成額

治療 ステージ	保険診療(先進医療含む)【注2】 (高額療養費及び付加給付金を 控除した自己負担額)	保険外診療 (自費診療)
ABDE	治療に要した自己負担のうち 15万円/回(上限)	30万円/ 回(上限)
CF	治療に要した自己負担のうち 7万5千円/回(上限)	15万円/ 回(上限)

【注意】男性不妊治療に要した自己負担分も含まれます

【注1】生殖補助医療の「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から移植に至る治療を指し、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とします。

【注2】「保険診療による生殖補助医療」は高額療養費制度の適用となる場合があります。該当する場合は、事前に加入している各健康保険組合等に限度額適用認定書の申請を行い、医療機関に提示して受診ください。ただし、高額療養費制度の対象となる場合は、制度利用後の自己負担額に対し、助成します。

— 広 告 —

街に笑顔を!!



高松信用金庫

<https://www.takashin.co.jp>

三本松支店 東かがわ市三本松609-1
TEL.0879-25-7111